

県南広域振興局長告示第135号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年8月30日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 花巻市石鳥谷町八幡第3地割1番、1番2、3番、7番の一部、8番1、8番2、8番3、8番4、9番1、9番2、85番1、100番及び122番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市菜園一丁目11番5号 マックスバリュ北東北株式会社